

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日かとき、
の翌日)

目次

◇規則 鳥取県建築基準法施行細則

規則

鳥取県建築基準法施行細則をここに公布する。

昭和四十八年五月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十四号

鳥取県建築基準法施行細則

鳥取県建築基準法施行細則（昭和二十五年十二月鳥取県規則第八十七号）の全部を改正する。

(目的)

第一条 この規則は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八

号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「省令」という。）及び鳥取県建築基準条例（昭和四十七年十二月鳥取県条例第四十三号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(確認申請書の添附書類)

第二条 法第六条第一項の確認の申請書には、省令第一条第一項又は第二

項に定めるもののほか、次に掲げる書類を添附しなければならない。

一 法第三十九条第一項の災害危険区域（次号において「災害危険区域」という。）内において住居の用に供する建築物を建築するときは、条

例第三条ただし書の規定による許可を受けたことを証する書面

二 条例第四条に規定するがけの上又は下に建築物を建築する場合において、当該建築物の位置が同条各号に掲げる区域（災害危険区域を除く。）内であるときは、当該がけの状況又は擁壁の設置その他のがけ

の崩壊を防止するための措置の状況を示す図書

三 工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する建築物を建築するときは、様式第一号による調査

2 前項の規定は、法第八十七条第一項において準用する法第六条第一項の確認の申請について準用する。

(氏名等の変更の届出)

第三条 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の二第一項及び法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けた者は、当該確認に係る工事が完了するまでの間に、その氏名若しくは住所又は設計者、工事監理者若しくは工事施工者の氏名若しくは住所に変更があつたときは、様式第二号による届書を建築主事に提

出しなければならぬ。

(確認申請手数料の減免)

第四条 公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅に係る確認申請手数料は、政令第十条又は政令第十一条に規定する額の二分の一の額を減額する。

2 知事が指定する被災地の区域内において建築(大規模の修繕及び大規模の模様替の工事を含む。)をする建築物でその災害の発生の日から六月以内に確認の申請をするものに係る確認申請手数料は、免除する。

(特殊建築物の定期報告)

第五条 法第十二条第一項の知事が指定する建築物は、法第六条第一項第一号に掲げる建築物のうち次に掲げるものとする。

一 学校の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が二千平方メートルをこえるもの又はその用途に供する部分の全部又は一部が三階以上の階にあるもの

二 病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)、ホテル、旅館又は寄宿舎の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が三百平方メートルをこえるもの又はその用途に供する部分の全部又は一部が三階以上の階にあるもの

三 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルをこえるもの又はその用途に供する部分の全部又は一部が三階以上の階にあるもの

四 百貨店、マーケット又は公衆浴場(個室付浴場業に係るものに限る。)の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートルをこえるもの又はその用途に供する部分の全部又は一部が三階以上の階にあるもの

省令第六条第一項の知事が定める時期は、毎年十一月三十日までとする

計が五百平方メートルをこえるもの又はその用途に供する部分の全部又は一部が三階以上の階にあるもの

2 法第十二条第一項の規定による報告は、様式第三号による報告書に、省令第一条第二項の表の(イ)項に掲げる図書(尿_レ尿浄化槽の見取図を除く。)を添附してしなければならない。

3 省令第五条第一項の知事が定める時期は、次のとおりとする。

一 第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる建築物 昭和四十八年六月一日から八月三十一日まで及び同年を始期として二年ごとの年の四月一日から六月三十日まで

二 第一項第二号に掲げる建築物 昭和四十九年及び同年を始期として二年ごとの年の四月一日から六月三十日まで

(建築設備等の定期検査)

第六条 法第十二条第二項(法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の知事が指定する建築設備又は工作物は、次に掲げるものとする。

一 エレベーター又はエスカレーター(工作物であるものにあつては、政令第三十八条第二項第一号に掲げるものに限る。)

二 ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設

三 メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの

2 法第十二条第二項の規定による報告は、様式第四号による報告書を提出してしなければならない。

3 省令第六条第一項の知事が定める時期は、毎年十一月三十日までとする

る。

(工事監理の報告)

第七条 工事監理者は、法第六条第一項第一号又は第三号に掲げる建築物の工事監理を終了したときは、すみやかに様式第五号による報告書を建築主事に提出しなければならない。

(道路の位置の指定の申請)

第八条 省令第九条の申請書及び承諾書は、それぞれ様式第六号及び様式第七号によるものとする。

2 省令第九条の承諾書には、同条に規定する権利を有する者であることを証する書面及び印鑑登録証明書を添附しなければならない。

(道路の位置の指定の変更等)

第九条 法第四十二条第一項第五号の道路の位置の指定の変更又は取消しを受けようとする者は、省令第九条及び前条の規定の例により申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請に基づいて道路の位置の指定の変更又は取消しをしたときは、その旨を公告し、かつ、申請者に通知するものとする。

(道路とみなす道の指定)

第十条 法第四十二条第二項の知事が指定する道は、法第三章の規定が適用されるに至つた際に建築物が立ち並んでいる幅員四メートル未満一・八メートル以上の道とする。

(建築面積の敷地面積に対する割合の緩和)

第十一条 法第五十三条第二項第二号の知事が指定する敷地は、次に掲げるものとする。

一 幅員が四メートル以上の二以上の道路(その幅員の合計が十メー

ル以上のものに限る。)に接する敷地で、その敷地の外周の長さの三分の一以上が当該道路に接するもの

二 幅員が四メートル以上の道路及び公園又は広場に接する敷地で、その敷地の外周の長さの三分の一以上が当該道路及び公園又は広場に接するもの

(許可の申請)

第十二条 法第四十四条、法第四十七条、法第四十八条(法第八十七条において準用する場合を含む。)、法第五十一条(法第八十七条において準用する場合を含む。)、法第五十二条、法第五十五条、法第五十六条、法第五十九条又は法第八十五条の規定による許可の申請は、様式第八号による申請書に、それぞれ省令第一条第一項の表の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書を添附してしなければならない。

2 条例第三条ただし書の規定による許可の申請は、様式第九号による申請書に、省令第一条第一項の表の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書並びに敷地の状況及び災害を防止するための措置の状況を示す図書を添附してしなければならない。

(申請書等の提出先)

第十三条 法、政令、省令、条例又はこの規則の規定による申請、通知、届出又は報告は、別表の上欄に掲げる建築物又は、工作物の敷地の所在地の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める機関に提出してしなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第六条の規定は、昭和四十九年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に改正前の鳥取県建築基準法施行細則の規定によつてした手続は、改正後の鳥取県建築基準法施行細則の相当規定によつてした手続とみなす。

別表

建築物又は工作物の敷地の所在地	機 関
鳥取市、岩美郡、八頭郡、気高郡	鳥取県土木部建築課
倉吉市、東伯郡	鳥取県倉吉土木出張所
米子市、境港市、西伯郡、日野郡	鳥取県米子土木出張所

様式第1号

工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する建築物に関する調査										
1 敷地所在地										
2 施設の名称及び建築主		電話() 番								
3 工 場 関 係 事 項	業 種		作 業 場 床 面 積							
			申 請 部 分	申 請 以 外 の 部 分			合 計			
			m ²	m ²			m ²			
	原料名	1日の処理量	製 品 名				1日の生産量			
	設 備	機 械 の 種 類	機 械 合 数			原 動 機 の 出 力 K W				
			新(増)設	既 設	計	新(増)設	既 設	計		
	合 計									
	作 業 内 容									
	4 危 事 險 物 関 係 項			種 類	用 途	最大貯蔵量	最大処理量			
申 請 部 分										
申 請 以 外 の 部 分										
合 計										
5 調査年月日		年 月 日								
6 最近の許可、確認		年 月 日 許可第 号、年 月 日 確認第 号								
7 参考事項										

- 備考 1 「業種」欄は、工場業態がわかるように記入してください。(例 合成樹脂成型加工工場)
- 2 「原料名」欄は、工場に搬入される原料の品名を記入してください。
- 3 「作業内容」欄は、作業工程の順に従って具体的に記入してください。(外注部分はその旨を明記のこと。)
- 4 「参考事項」欄は、工場については設立年月日、沿革及び工具数を、危険物については、建築基準法施行令第116条第3項の比率等を記入してください。

様式第2号

建築主氏名等変更届

建築主事 殿

建築主(工事監理者、工事施工者)の住所(氏名)を変更したので、鳥取県建築基準法施行細則第3条の規定により届け出ます。

年 月 日

届出者 住所

氏名

㊦

① 建築主住所氏名	変更後				㊦	番
	変更前				㊦	番
② 設計者住所氏名	変更後	() 級建築士 () 登録第 号			㊦	番
	変更前	() 級建築士 () 登録第 号	() 建築士事務所 () 登録第 号		㊦	番
③ 工事所 監理者氏名	変更後	() 級建築士 () 登録第 号			㊦	番
	変更前	() 級建築士 () 登録第 号	() 建築士事務所 () 登録第 号		㊦	番
④ 工事所 施工者氏名	変更後	建設業者登録 第 号			㊦	番
	変更前	建設業者登録 第 号			㊦	番
理 由						
確認番号 年 月 日 第 号						
※ 受付欄			※ 処 理 欄			
年 月 日						
係 員						

備考 ※印欄は、記入しないでください。

様式第3号

特 殊 建 築 物 定 期 調 査 報 告 書 鳥取県知事 殿 建築基準法第12条第1項の規定により、調査の結果を報告します。 年 月 日 所有者氏名 (管理者) 印					
1 所有者住所氏名					
2 管理者住所氏名					
3 主要用途及び名称					
4 敷地の位置		5 地域、地区			
6 敷地面積 m^2		7 建築面積 m^2		8 延べ面積 m^2	
		建ぺい率 %		容積率 %	
9 今後の増築、改築、修繕又は模様替の計画等参考となる事項					
10 調査者資格住所氏名 建築士事務所名					
11 調査年月日					
12 総括所見					
敷地の状況	(1) 敷地が接する道路の数				
	(2) 敷地が道路に接する長さ				
	(3) 地形、よう壁 その他特記事項				
	(4) 避難通路の有無及び 管理状況				
	(5) そ の 他				
14 建築物の構造及び建築設備の状況		別紙のとおり			
※ 受 付 欄		※ 処 理 欄			
年 月 日					
係 員					

備考 10欄から14欄までは、調査者が記入してください。

別 紙

1 確認年月日 番 号	年 月 日 第 号	2 竣工年月日	年 月 日
3 構 造		4 階数	5 延べ面積 m^2
(1) 構 造 強 度			
(2) 耐火建築物 簡易耐火建築物			
(3) 外壁及び開口部			
(4) 防火壁、防火区画、 界壁			
(5) 換 気 設 備			
(6) 排 煙 設 備			
(7) 防 火 設 備 (スプリンクラー等)			
(8) 内 装			
(9) 廊 下・階 段			
(10) 歩 行 距 離			
(11) 出入口の施錠装置			
(12) 非常用の照明装置 非常用の進入口			
(13) 屋 上 広 場			
(14) 安全、衛生、防火及 び避難に関しその他 参考となる事項			

備考 記入に当たっては、設置の有無等のほか、配置が適正か、使用が容易であるか等についても所見を記入してください。

様式第4号

建築設備(工作物)定期検査報告書 鳥取県知事 殿 建築基準法第12条第2項(第88条第1項において準用する同法第12条第2項)の規定により、検査の結果を報告します。 年 月 日 所有者氏名 (管理者) ㊤								
1 所有者住所氏名								
2 管理者住所氏名								
3 敷地の位置								
4 建築物の名称及び用途 工作物								
5 建築設備等の概要	エレベーター	用途	No.	用号	速度	m/分	積載荷重 定員	t 人
	エスカレーター	用途	No.	用号	速度	m/分	輸送力	人/時
	遊戯施設	名称			速度 回転数	m/分 R.P.M	定員	名
6 工事施工者住所氏名	電話() 番							
7 保守業者住所氏名 (又は設備管理責任者)	電話() 番							
8 検査者資格住所氏名								
9 検査年月日及び確認年月日、番号	検査年月日	完了検査年月日	前回検査年月日	確認年月日番号				
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日 第 号				
10 検査者総括所見								
※ 受付欄	※ 処 理 欄							
年 月 日 第 号 係員								

備考 1 ※印欄は、記入しないでください。
 2 5欄及び8欄から10欄までは、検査者が記入してください。

様式第5号

工 事 監 理 報 告 書

建築主事 殿

下記のとおり工事の監理状況を報告します。

年 月 日

工事監理者 住 所

氏 名

Ⓜ

資 格 級建築士登録第

号

所属建築士事務所名称

電 話

番

記

建築主の住所氏名

建築物の名称及び所在地

工事施工者の住所氏名

建築物の用途及び構造

確認年月日、番号

年 月 日 第 号

工事監理の期間

工事監理の状況（主要な工程ごとにおける確認事項を記入すること。）

正 様式第6号正本

道 路 位 置 指 定 申 請 書

鳥取県知事 殿

建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を申請します。

年 月 日

申請者 住 所
氏 名 ㊦

1 築造主住所氏名						㊦ 電話 ()	番
2 図書作成者住所氏名						㊦ 電話 ()	番
3 申請道路	地名、地番						
	幅 員	m	m	m	4 地域 区域		
	長 さ	m	m	m		延 長	m
5 申請道路が接する道路の幅員	公道	国道 県道 市町村道	m	私道	法 42条1項3号 法 42条1項5号 法 42条2項	m	
6 申請理由							
7 築造完了予定年月日	年 月 日						
※ 完了検査日	年 月 日		検査員職氏名			㊦	
※ 検査意見							
※ 受付欄	※ 処 理 欄						
年 月 日 番 号						告示 番号 係員	年 月 日 第 号

備考 ※印欄は、記入しないでください。

副 様式第6号副本

道路位置指定通知書

受 建 第 号
年 月 日

殿

鳥取県知事 印

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定をしたので通知します。

1 築造主住所氏名		Ⓣ 電話 () 番		
2 図書作成者住所氏名		Ⓣ 電話 () 番		
3 申請道路	地名、地番			
	幅 員	m	m	m
	長 さ	m	m	m 延長
5 申請道路が接する道路の幅員	公道	国道 県道 市町村道	m	私道
				法 42条1項3号 法 42条1項5号 法 42条2項
6 申 請 理 由				
7 築造完了予定年月日		年 月 日		
※ 告示番号、年月日		第 号 年 月 日		
※ 備 考				

備考 ※印欄は、記入しないでください。

様式第8号正本

<p style="text-align: center;">建 築 許 可 申 請 書</p> <p style="text-align: center;">鳥取県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">建築基準法 の規定による許可を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申請者氏名 ㊟</p>						<p>収入証紙 はりつけ箇所</p> <p>消印をしない こと</p>		
1 建築主住所氏名						電話 () 番		
2 代理人住所氏名						電話 () 番		
3 設計者資格住所氏名		級建築士 登録第 号 号 級建築士事務所 登録第 号 号				電話 () 番		
4 工事施工者住所氏名		建設業者 登録第 号				電話 () 番		
5 敷地 の 位 置	イ、地名、地番							
	ロ 用途地域		ニ その他の区域					
	ハ 防火地域		地域、地区					
6 用 途			7 工事種別		8 構造			
申請部分			申請以外の部分		合 計		敷地面積との比	
9 敷地面積		m ²		m ²		m ²		
10 建築面積		m ²		m ²		m ² %		
11 延べ面積		m ²		m ²		m ² %		
12 作業場の床面積		m ²		m ²		m ² 申請部分 申請以外 %		
13 各部分の高さ								
14 機 械 ・ 原 動 機 等	種 類		原動機の出力		台 数		15 貯 蔵 品 又 は 処 理 品	
	既 存 計							
	合 計							
16 工事着手 予定日		年 月 日 着工		17 仮設建築物の場 合の存続期間		年 月 日から 年 月 日まで 間		
18 許可を必要とする 理 由								
※ 許 可 条 件								
※ 受 付 欄		※ 消防関係同意欄		※ 処 理 欄				
年 月 日 第 号		年 月 日 第 号						

備考 ※印欄は記入しないでください。

副 様式第8号副本

建 築 許 可 通 知 書

受 建 第 号
年 月 日

殿

鳥取県知事 印

建築基準法 の規定により許可をしたので通知します。

1 建築主住所氏名		電話 () 番						
2 代理人住所氏名		電話 () 番						
3 設計者資格住所氏名		級建築士 登録第 号 級建築士事務所 登録第 号	電話 () 番					
4 工事施工者住所氏名		建設業者 登録第 号						
5 敷地の位置	イ 地名、地番		ニ その他の区域 地域、地区					
	ロ 用途地域							
	ハ 防火地域							
6 用 途		7 工事種別	8 構造					
		申請部分	申請以外の部分	合 計	敷地面積との比			
9 敷 地 面 積		m ²	m ²	m ²				
10 建 築 面 積		m ²	m ²	m ²		%		
11 延 べ 面 積		m ²	m ²	m ²		%		
12 作業場の床面積		m ²	m ²	m ²		申請部分 申請以外 %		
13 各 部 分 の 高 さ								
14 機械・原動機等	新 (増) 設	種 類	原動機の出力	台 数	15 貯蔵品又は処理品	種 類	貯蔵又は 処理の別	数 量
	既 存 計							
	合 計							
16 工事着手 予 定 日 工事完了		年 月 日 着工 年 月 日 完了	17 仮設建築物の場 合の存続期間		年 月 日 から 年 月 日 まで	間		
18 許可を必要とする 理 由								

備考 ※印欄は、記入しないでください。

様式第9号正本

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">建 築 許 可 申 請 書</p> <p style="margin: 5px 0;">鳥取県知事 殿</p> <p style="margin: 10px 0;">鳥取県建築基準条例第3条ただし書の規定による許可を申請します。</p> <p style="margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 5px 0; text-align: right;">申請者氏名 ㊟</p>			<p style="margin: 0;">収入証紙 はりつけ箇所</p> <p style="margin: 0;">消印をしない こと</p>
1	建築主住所氏名	電話 () 番	
2	代理者住所氏名	電話 () 番	
3	設計者資格住所氏名	電話 () 番	
4	工事施工者住所氏名	電話 () 番	
5 敷 地 の 置	地名、地番		
	災害危険区域の 名称		
6 建 築 物	用 途		
	工 事 種 別		
	構 造		
	建 築 面 積		
	延 べ 面 積		
7	工事着手予定日	年 月 日 着手 年 月 日 完了	
8	その他必要事項		
※	許 可 条 件		
※	※	※	※
市 町 村 経 由	土 木 出 張 所 受 付	建 築 課 受 付	許 可
年 月 日 第 号	年 月 日 第 号	年 月 日 第 号	年 月 日 第 号

備考 ※印欄は、記入しないでください。

副 様式第9号副本

建 築 許 可 通 知 書

受 建)第 号
年 月 日

殿

鳥取県知事 印

鳥取県建築基準条例第3条ただし書の規定により許可をしたので通知します。

1	建築主住所氏名	電話 () 番
2	代理者住所氏名	電話 () 番
3	設計者資格住所氏名	電話 () 番
4	工事施工者住所氏名	電話 () 番
5 敷地 地の 位置	地名、地番	
	災害危険区域の 名称	
6 建 築 物	用 途	
	工 事 種 別	
	構 造	
	建 築 面 積	
	延 べ 面 積	
7	工事着手予定日	年 月 日 着手 年 月 日 完了
8	その他必要事項	

備考 ※印欄は、記入しないでください。